# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第２回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事録

| | |
|---|---|
| 令和８年９月４日（金）<br>10 時 4 分～12 時 30 分 | |
| 兵庫労働局　第３共用会議室 | |
| 公益委員 | 坂本委員、高階委員、山口委員 |
| 労働者委員 | 有川委員、中西委員、橋本委員 |
| 使用者委員 | 東委員、三枝委員 |
| 事務局 | 丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官<br>神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官 |
| （１）兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について<br>（２）その他 | |
| 議　事　内　容 | |

○下風賃金指導官

ただ今から、第２回兵庫県自動車業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、倉本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしており、傍聴の申し込みは１名ございましたので報告します。

では、この後の進行につきまして、部会長の坂本委員にお願いいたします。

○坂本部会長

部会長の坂本です。

各委員の皆様、本日の審議につきましてもよろしくお願いいたします。

議題に入る前に、本日の審議会の議事録確認担当について確認します。

本日、使用者側委員の議事録担当の倉本委員が御欠席されていますので、使用者側委員の議事録担当はどなたがされますか。

○東委員

私が行います。

○坂本部会長

では、使用者側委員は、東委員に議事録確認をお願いさせていただきます。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題については、前回の引き続きとなりますが、議題（１）「兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。

前回、８月 26 日の専門部会では、労使からそれぞれ今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。

前回のそれぞれの御意見としましては、労働者側は兵庫県内の自動車ディーラーは営業職、整備職ともに人材確保が困難な状況である。少子高齢化に加えて、若年層の就業意識の変化により他産業との人材獲得競争にさらされている。特に整備士は深刻な人手不足である。多くの産業で賃上げが行われており、自動車小売業に十分な処遇改善がなければ、人材流出に拍車がかかることになる。電動化や自動運転技術など高度化する自動車技術への対応など、高い専門性と責任が求められ、これに見合った賃金水準の確保が必要である。特賃は業界の魅力を高めるとともに、人材確保・定着、公正な競争環境維持に重要な役割を担っています。兵庫県の自動車保有台数は全国でも上位で重要な社会インフラである。そのため、販売、車検、修理、整備など自動車小売業が担う役割は大変大きい。事業を継続するためには、人材が必要で、その人材を確保・定着させるためには他産業に負けない賃金水準を確保する必要がある。特賃の存在意義を十分に踏まえて、産業の将来を支える観点からも十分な引き上げが必要であるということをおっしゃっていました。

使用者側つきましては、賃上げの必要性の理解はしているけれども、賃金水準は各企業の状況に応じて自主的に決定されるべきものである。経営環境は依然として厳しく、原材料の高騰、価格転嫁の困難な状況下で企業の投資余力を奪うべきではない。

直近５年間の兵庫県の倒産件数は 2021 年の 339 件から年々上昇し、2025 年度は、600 件を超えている。業種別では小売業、サービス業、建設業の順に多く、自動車小売業も厳しい状況である。2025 年の全国の自動車販売業倒産件数は 137 件、中古車販売が約７割という状況で、過去 10 年で最多である。兵庫県は全国有数の中古車流通地域であり多数の中古車販売業者が集積しており、全国同様厳しい状況である。

整備士や板金工など技能を持った労働者を雇用するには最賃どころかより高い賃金を支払う必要がある。また、自動車の EV 化など新たな技術の取得も必要でコストアップの要因になっている。しかし、中小企業では賃上げ分の価格転嫁が難しい状況である。賃金格差により大阪や京都に労働者が流出するとの指摘もあり、整備士などの技能保有者は流出の可能性もあるが、最賃額近傍の労働者には当てはまらない。

地賃の大幅な引き上げの中で特賃の役割・必要性は疑問で、改定の必要性はないという御意見でした。従って、労使の意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めていきたいと思います。

では、この自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性について、使用者側、労働者側での前回の専門部会以降それぞれ検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

労使それぞれの打ち合わせは必要でしょうか。

○労使委員
お願いします。

○坂本部会長
それでは、別室にてお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○坂本部会長
それでは、審議を再開します。
では、前回の審議以降、使用者側、労働者側それぞれ今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。
それでは使用者側委員からお願いします。

○東委員
はい。使用者側からお話させていただきます。
前回の専門部会以降においても、兵庫県における自動車小売業の経営の厳しさを示すデータがないか事務局にも問い合わせましたが、直接それを表すデータはありませんでした。その中で、調べられる範囲の中で、今一度、自動車小売業廃止等事業場数の推移を見てみますと、令和４年度以降廃止等の事業場数が 25 件、24 件、18 件、３件、18 件となっており、これは自動車小売業の経営の厳しさを表しているといえます。
自動車小売業、資本金 1,000 万以下、これは勝手な話でございますが、約４割を占めているという中で、今の議論になっているという事です。
地方に行けば行くほど生活の足としての自動車の重要性が増すことは議論の余地はないと考えております。それを支える中小、零細の自動車小売業の役割もまた然りです。その重要な役割を担う自動車小売業者が廃業に追い込まれたのでは生活の足を支えることができなくなってしまいます。これが労働者側も心配されるシナリオだと考えております。中小、零細企業にとっては昨今の地方最低賃金の上昇分だけでも、安定して上がってきていますけれども、更にということになれば、経営に大きなインパクトがでてくると、そのうえで特定最賃が地賃を上回る金額で設定されると更に厳しさが増すという事でございます。要員の削減などの合理化を行う必要もあり、その先は廃業せざるを得ない状況を招きかねないと考えております。
特定最賃の上昇が事業を廃業に追い込んでしまえば元も子もないと我々は考えております。先にも述べましたように限られた資金を経営者がいかに有効に分配し事業を継続するかが重要です。

労働者側が意識される大阪府、京都府でも自動車小売業の特定最賃はここ数年必要なしとされています。自動車産業の中心地愛知県においても必要なしとなっています。

また、申出すらされていない県も出てきています。このことは自動車小売業において特定最賃の役割は重要ではなくなったことを示していると思います。

また、最低賃金制度に関する行政上の説明という事で、厚生労働省のホームページ上でも公表されています、最低賃金の意義という所で、最低賃金制度に関する行政上の説明で最低賃金の低廉な労働者とは、一般的賃金水準よりは相当低位にある労働者をいい、最低賃金は、このような労働者について賃金の最低額を保障することによって、その低廉な賃金を上昇せしめ、労働条件を改善するものでなければならない。したがって、一般賃金水準にある労働者を対象として高水準のものを最低賃金として決定することは、原則として本法の趣旨とするところではないと公表されています。

これは、参考ですけども、そういった判断もあるという事でございます。

最後に、雇用が守れない状況に追い込んでしまうということも、我々の中で考えたひとつの結論でございまして、必要性なしと再度申し上げたいと思います。

以上でございます。

○坂本部会長

それでは、次に、労働者側委員からお願いします。

○橋本委員

先日の使用者側の見解について、現在の状況を踏まえた意見を述べさせていただきます。

先程もでました倒産件数に関しましては、経営不振での倒産件数が非常に多いと思いますが、もとはと言えば人員不足、後継者不足が主たる原因として、特に小売りに関しましては、その結果が経営不振となるものが多いかと考えられます。

また、中古車小売りの倒産については、以前の半導体不足からでた、中古車バブルの影響があります。当時はかなりの中古車業者が乱立されたような状況です。また、貿易によって、かなりうま味のあった時代でもありましたので、現在の状態に至るのは、適正な状態に戻ったのではないかと感じるところもあります。よって、中古車倒産の影響に関しましては既存の小売店と同じ問題ではないと考えた方がいいのではないかと思います。

その２に、賃金は個々の会社が考えるべきとのことをこれまで再三、使用者側が述べられておりましたが、現状では、未満率１パーセントで推移している状況から、現在の地賃額 1,116 円で提示する自動車小売り企業もあります。これは、命を預かる仕事にも係わらず、兵庫県の単純労働での賃金であり、スーパーのレジ打ち、コンビニのバイトと同額金額でもあり、そういった業界でも採用もままならない地域ではそれ以上の賃金で募集している所が多いということです。

協定のない企業経営者に賃金の意識付けとなり、改めて従業員を思いやる助けにな

るかと思います。自動車の小売りは、スーパーのレジ打ちと違ってロボットに代替できるものではないです。そのような大切な人材です。

よって今回、大きな魅力向上となる金額ではないですが、地賃より１円でもとの考えを持っております。まずは、自動車小売り経営者の地域の生活手段としての貢献と、そこで働く従業員への思いやりとして、少ないながらも改善を進めたく思います。

実際、１円という金額につきましては、現在電子部品、計量器の２つの業態については１円高で締結しております。各業態では人材確保、業界維持の観点から現状でも厳しいながらも使用者側の危機意識により少しでも優位にという考えの賜物であり、残るも残らないも個々の会社の賃金次第という意識の強い自動車小売りの経営者側の考えとは一線を画すのではないかと考えております。

また、１円という結果でも、採用される側にも良い影響はあります。労働局で用意している兵庫の最低賃金の一覧には、特賃の成果が上がっている業態を大きく掲げており、たとえ１円でもその業態は他業種と違う魅力があると感じるところになります。

また、本日の読売新聞の記事にも掲載されておりましたが、特賃ではありませんが、若い方に関しましても最賃の意識を感じる方が多いと見受けられます。

その３として、前回、整備士、板金等の資格手当に充当されているものが多いと、それによって重複されているのではないかとの話ですが、中小企業の小売については、その資格取得前提、または資格取得補助により、手当そのものがない、上級の資格についても上乗せもない、取得して当たり前という考えの企業もまだ多く見受けられます。もとより手当が少ない、生活が厳しくなると、就職第一希望にこの業界が選ばれるのかと心配でなりません。

自動車小売はかつて、兵庫の最低賃金より 60 円、月に 160 時間として 9,600 円も高い時期もありました。間違いなくその当時より、各部門がさらに複雑に、さらに技術等を磨かないといけない時代になっております。そして、今後も生き残るような小売店に関しましては、以前にも増して忙しいとの話も出ます。

昨今の地賃の急激な上昇から必要なしという意見がよく出てきていますが、昔も今も最賃はあくまでも、スーパーのレジ打ちやコンビニのバイトと同額の対価です。私達の業界に携わる人間が、その方たちのベースとなる金額と同じですと、堂々とふるまえるか、そしてこの業界に未来はあるのか、不思議でなりません。

私は以上となります。

○中西委員

補足をさせていただきます。

経営が厳しいとおっしゃっておられます。他の兵庫県内の特定最賃の審議が今進んでおりますが、ほとんどが必要性ありということになっております。

私達としては、他の産業も当然経営が厳しい訳です。特別、自動車小売業だけが厳しいわけではない。その中でも経営者の方々がそこに危機管理をもっているか、危機意識をもっているか、少しでも産業を良くしていきたい、衰退させたくはないという

思いをお持ちだから、必要性ありだという事で私は認識をしているのです。
　そういうことで解しますと、では自動車産業の皆様については、自分たちの産業をどのように魅力をもっていかせるのか、後ほどお聞かせいただきたいと思います。

○坂本部会長
　労使双方から御意見お聞きしました。
　結論としては、御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。
　前回は労働者側委員から最後お聞きしましたので、今回は使用者側委員からお話をお聞きしたいと思います。
　よろしくお願いします。

　（別室にて公使協議、その後公労協議、労使協議）

○坂本部会長
　それでは、審議を再開します。
　労使で直接お話し合いしていただきましたけども、その結果を教えていただければと思いますが、どなたかお願いできますか。
　橋本委員お願いします。

○橋本委員
　はい。先程の話の中でもお互い歩み寄れる結論がでなかったもので、改めてという事で進めさせていただきたいと思います。
　内容は特に大丈夫でしょうか。

○坂本部会長
　改めてもう一度ということですか。

○橋本委員
　そうですね。
　３回目という事です。

○坂本部会長
　使用者側もよろしいでしょうか。

○東委員
　使用者側は変わらないのですが。
　もう、必要性なしでいいのではないかと思っているのですが。

後は、お任せをしたいと思っています。

○坂本部会長
どういう議論があったか、簡単に教えていただけるとありがたいです。

○中西委員
はい。先程、公益側委員の方にお伝えしましたが、今、最賃近傍で働いていらっしゃる方々については、洗車や納車の時のパートの方達が主流ではないかというお話がありました。
他の自動車小売の営業や整備士、ディーラーについては、企業側としても賃金を上げて初任給でも、時間額1,400円ぐらいで支払っている等々のお話もありました。
それに対して、本当に最賃近傍の方々が洗車、納車だけ従事されている方なのか、はたまた、小規模事業者の中で、例えば整備士、営業の方が最賃近傍で働いていらっしゃる方がいないのかという事は確認すべきではないかとお話させていただきました。
その事は調べ方が難しいとお話はありましたが、例えば、労働局の方から賃金のデータをいただいております近傍者の方々の業種の聞き取りをして頂くのは可能なのかも含めてお話をさせてもらいました。
以上です。
補足をお願いします。

○東委員
はい。中西委員がおっしゃっている事は事実として、その話はありましたが、現実問題難しいのではないかという所が、我々の判断でした。
そこまで本当に調べることができるのかという事も含めて、現実問題、倒産件数も増えて、未満率を考えた時に１パーセントが約束を守れないという所もある中で、それは、賃金を上げれない状況に陥っている可能性があると。地賃で上がるという事は、決まっておりますので、それに加える必要はないという判断をしました。

○坂本部会長
これ以上、提供材料を提出するのは、難しいという事でしょうか。
最賃近傍で働いておられる方の実態をもう少し改良していくお話だと思うのですが、使用者側からは難しいという事ですか。

○東委員
いないとは思いますけども、思いますという言い方ですと、ちょっとまたおかしな話になってくるので、難しいとは思いますね。それを調べるというのは。
それが、もしわかるのであれば、元々この資料に出てきているのではないでしょう

か。

○坂本部会長
　労働者側の意図としては、もう少し特賃を維持して、影響が生じる方達をもう少し明らかにしていきたいという事ですか。

○中西委員
　元々使用者側の方からは最賃の近傍者で整備士はいないだろうというお話だったのですね。
　そもそも近傍者は洗車しかしてないから、必要ないのではないかというお話があったので、それだったら実際に本当にいないのか、本当に納車のためだけだったら、それはそれで確かになと思うところはありますが。
　本当にそういう人達がいないのか、そういう実態がわからない推測の中で、使用者側としては、慎重にならざるを得ないとの一点張りでしたので、本当にいないのか確認した上でもう一度お話すべきではないですかと話はしました。

○山口委員
　３回目をして、今の所は推測に基づいた議論になっているので、労働者側は数字が出ていると、使用者側は会社内には基本的にはそういう方はいないと思っていると。

○使用者側委員
　会社内にはいないです。

○東委員
　普通で考えても、整備士を最低賃金で雇うというのは、有り得ないと思うのですね。
　ですので、自動車業界にかかわる違う職種の方がそこに該当しているのではないかと、これも推測の域ですが、それを労働者側は主張されているのです。

○橋本委員
　実際に中小の規模になりますと洗車、納車要員は大手だからよくある話であって、元々経営が厳しいのはこちらも重々承知しておりますので、その中で生産性の上がらないところがそもそもないという所もありまして、詳しく調べないという話になりました。

　　（別室にて公益打ち合わせ）

○坂本部会長

審議再開します。
先程、最賃近傍で働いている整備士や営業職の方がおられないのかという事をおっしゃっていて、そのデータや情報を使用者側から提供していただくのは、中々難しいというか回答でした。
労働者側の方から情報や資料を次回までに提供いただけるような余地がある、検討できるという事であれば、３回目を実施すればいいのかというのが、公益側の見解です。

○中西委員
はい。公益委員が打ち合わせ中に安積室長から確認をさせていただきました。
基礎調査の資料の中で、洗車、納車の方は除外されているという回答をいただきましたので、対象者の中に近傍者の方がいらっしゃるという事です。

○安積賃金室長
基礎調査の資料を１回目で出させていただきました。
調査対象というのは、県内の自動車小売の方に郵送し、回答された方の集計をしております。調査票の中に職種を記入していただく欄があります。
決定要覧の中で自動車小売業の所で２として適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者（２）雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの（３）次に掲げる業務に主として従事する者、イ清掃又は片付けの業務、ロ洗車又はワックスかけの業務、ハ塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務という所で適用除外しています。そのため、調査回答があった所で職種が仮に洗車となっておれば除外になりますので、除外したうえでの結果のデータになっております。その内容の審議であれば、基礎調査の資料を参考にしていただければと思います。

○三枝委員
一般事務は入っていますか。

○安積賃金室長
入っております。
あくまでも、適用除外する業務の方だけを除いております。

○坂本部会長
時間の関係もありますし、今日で終わりますと公益も言い難いところもございますので、次回３日目を設けて議論した方がいいのではと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員
　はい。

○坂本部会長
　では次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長
　次回の日程ですが、次回は９月７日、月曜日、午前 10 時 00 分からの開催で予定しておりますが、よろしいでしょうか。

○坂本部会長
　では、次回は９月７日、月曜日、午前 10 時 00 分からの開催とします。
　次回は改正必要審議の３回目ですが、引き続き公開したいと思います。
　事務局から他に連絡事項はありますか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○坂本部会長
　それでは、本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

○各委員
　お疲れ様でした。

坂本　知可

橋本　欣也

東　健一郎